

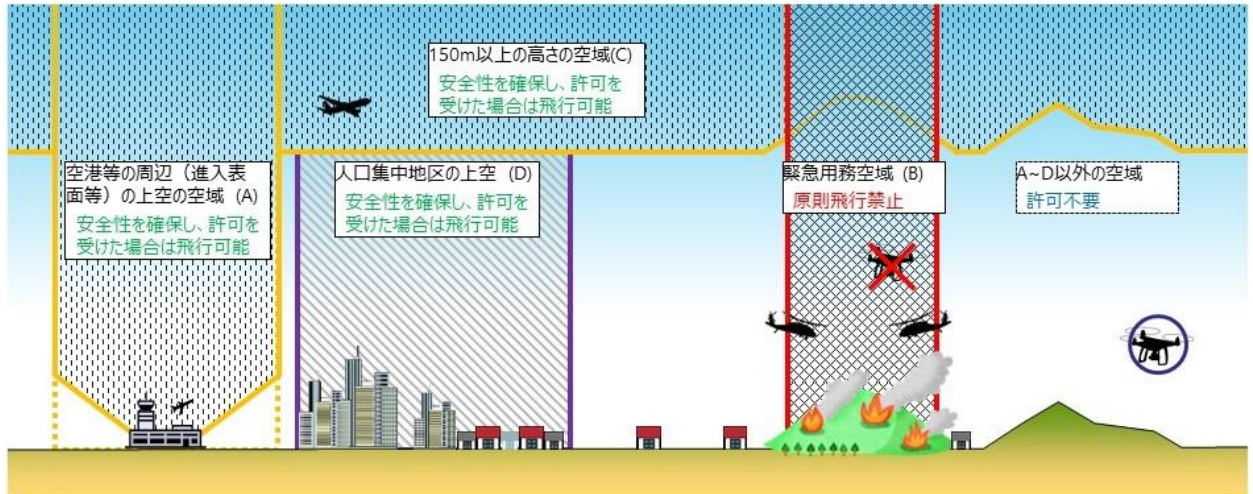


## 航空法により、飛行の許可が必要となる空域

航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある空域や、落下した場合に地上の人などに危害を及ぼすおそれが高い空域において、無人航空機を飛行させる場合には、あらかじめ、国土交通大臣（申請先は飛行エリアを管轄する地方航空局・空港事務所）の許可を受ける必要があります。

飛行制限のある空域について以下の図を使って説明します。

図 無人航空機の飛行の許可が必要となる空域



- (A) (B) (C) …… 航空機の航行の安全に影響をおよぼすおそれがある空域（法132条第1項第1号）
- (D) …… 人または家屋の密集している地域の上空（法132条第1項第2号）

※空港等の周辺、150m以上の空域、人口集中地区（DID）上空の飛行許可（包括許可含む。）があっても、緊急用務空域を飛行させることはできません。無人航空機の飛行をする前には、飛行させる空域が緊急用務空域に設定されていないことを確認してください。（令和3年6月1日施行）

出典：国土交通省ウェブサイト

([https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_fr10\\_000041.html#kuuiki](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000041.html#kuuiki))

## (A) 空港等の周辺の空域

空港等の周辺の空域は、空港やヘリポート等の周辺に設定されている進入表面、転移表面若しくは水平表面又は延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域、（進入表面等がない）飛行場周辺の、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域です。

また、実際に飛行させたい場所が「空港等の周辺の空域」に該当するか否かは、以下のサイトをご確認ください。

● [進入表面等の設定状況（広域図・詳細図）](#)

● [国土地理院「地理院地図」](#)

- ※ 1. これらの図面には誤差が含まれている場合がありますので、境界付近で飛行させようとする場合には、飛行させようとする場所が「(A) 空港等の周辺の空域」に該当する否かについては、必ず空港等の管理者等に確認してください。
2. 空港等の周辺に該当する場合は、場所毎に飛行させることが可能な高さが異なりますので、該当する空港等の管理者等に飛行可能な高さをお問い合わせください。

## (B) 緊急用務空域

警察、消防活動等緊急用務を行うための航空機の飛行が想定される場合に、無人航空機の飛行を原則禁止する空域（緊急用務空域）が指定されます。

指定された空域に関しては、[国土交通省のホームページ・航空局 無人航空機 Twitter](#)にて公示されます。

空港等の周辺の空域、地表又は水面から150m以上の高さの空域、または人口集中地区の上空の飛行許可があっても、緊急用務空域を飛行させることはできません。

## (C) 地表又は水面から150m以上の高さの空域

地表又は水面から150m以上の高さの空域を飛行させる場合には、許可申請の前に空域を管轄する管制機関と調整を行ってください。

## (D) 人口集中地区の上空

人口集中地区は、5年毎に実施される国勢調査の結果から一定の基準により設定される地域です。当該地区については、「[人口集中地区境界図について](#)」（総務省統計局ホームページ）をご参照ください。

また、実際に飛行させたい場所が「人口集中地区」に該当するか否かは、以下サイトを利用してご確認ください。

● [「地理院地図」（国土地理院）](#)

● [「地図で見る統計（jSTAT MAP）」（e-Stat 政府統計の総合窓口）](#)

● [【参考】jSTAT MAPによる人口集中地区の確認方法](#)